

関税定率法基本通達

第 3 節 便益関税

(便益関税の適用)

5—1 法第 5 条《便益関税》の規定による便益関税の適用については、関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項、関税法基本通達 3—4 (特殊な場合における協定税率の適用) 及び 68—3—5 (協定税率を適用する場合の原産地の認定基準) から 68—3—9 (原産地証明書の取扱い等) までの規定を準用する。

第 4 節 不当廉売関税

(新規供給者に係る貨物に係る担保の提供等)

8—1 不当廉売関税に関する政令 (平成 6 年政令第 416 号) 第 17 条の 2 《新規供給者に係る貨物に係る担保の提供等》の規定に関する取扱いについては、次による。

(1) 令第 17 条の 2 第 1 項《新規供給者に係る担保額の通知》の規定による財務大臣からの通知に係る輸入申告の許可に当たり、輸入者に対し、担保の提供を命ずる場合は、「担保提供命令通知書」(税関様式 T 第 1005 号)により行う。

この場合の担保の提供手続については、関税法基本通達 9 の 6—1 (関税の担保の種類) から 9 の 6—9 (担保の追加提供) により処理する。

なお、担保の提供を命じた場合には、関税法第 72 条《関税等の納付と輸入の許可》の規定により、当該輸入者から担保の提供がなければ、当該輸入申告に係る許可はできないので留意する。

(2) 令第 17 条の 2 第 1 項ただし書に規定する「担保の提供を命ずる必要がないと認めるとき」とは、輸入者の資力が確実であつて、関税の徴収上支障がないと認められる場合をいう。

(3) 令第 17 条の 2 第 2 項《担保の廃止》の規定による担保の解除は、関税法基本通達 9 の 6—10 (担保の解除手続) の(4)に準ずる。

なお、据置担保を提供している場合にあつては、後記(4)による。

(4) 令第 17 条の 2 第 3 項《担保額の変更通知》の規定による担保の解除は、「担保額一部解除 (回復) 通知書」(税関様式 T 第 1006 号)により行う。

なお、この場合において、担保の一部につき分割して解除することができない場合には、提供中の担保を変更後の担保額に見合う担保に差し替えさせることとして差し支えない。

また、据置担保を提供している場合にあつては、一部解除に係る担保額を回復する旨を通知することとする。

第5節 関税割当制度

(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)

9の2—1 関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。）第3条第1項の規定により、関税割当制度の対象とされている輸入貨物につき、その輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、割当政令第2条第3項の関税割当証明書（以下本節において「証明書」という。）の提出があり、暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率（以下「低税率」という。）を適用する場合の取扱いについては、次による。

なお、特例申告貨物にあつては、特例申告書に記載された輸入数量が交付を受けた証明書の数量（当該証明書裏面の関税割当数量の残額欄に残額数量が記載されている場合は、その残額数量。以下この節において同じ。）の範囲を超えることとなった場合には、輸入許可された特例申告貨物の当該証明書に記載された数量を超えることとなった数量分については低税率が適用できないので留意する。

- (1) 輸入申告者が、割当政令第3条第2項の証明書の交付を受けた者であることを確認する。ただし、証明書の交付を受けた者が輸入申告手続を業者等に委任している場合には、関税法基本通達7—2の(3)の規定に従い委任状又は購入依頼書等により当該通関業者等の委任を受けていることの確認を行う。
- (2) 輸入申告の日が割当政令第2条第4項に定める証明書の有効期間内であることを確認する。
- (3) 輸入数量が証明書の数量の範囲内であつて、一括輸入申告された場合は、その全量について低税率を適用する。
- (4) 輸入数量の一部について低税率の適用を受けようとする場合で、当該一部の数量が証明書の数量の範囲内であるときは、輸入（納税）申告書（C—5020）（特例申告貨物にあつては、特例申告書。下記(5)及び(6)において同じ。）の「品名」欄に当該一部の数量とそれ以外の数量とを区分けして申告し、当該一部の数量について低税率を適用する。
- (5) 上記(3)又は(4)により輸入貨物に低税率の適用をする場合には当該貨物の輸入（納税）申告書に

関 税 割 当 貨 物 証 明 書 第 号

の表示を行うとともに、証明書裏面の税関申告番号及び申告年月日欄に、輸入申告番号及び輸入申告年月日を記入する。

- (6) 証明書の交付を受けた複数の者に係る貨物が1仕入書で到着した場合であつて、証明書への裏書あるいは関税徴収上支障がないときは、便宜、1輸入（納税）申告書に各証明取得者を輸入申告者として列記させた上、一括して取扱輸入商社に代理申告することとして差し支えない。

(関税割当制度の適用を受けた貨物の輸入許可の際の取扱い)

9 の 2—2 関税割当制度の適用を受けた貨物について輸入を許可（特例申告貨物にあっては、特例申告を受理）する際の取扱いは、次による。

- (1) 証明書裏面の通関数量欄には、当該貨物の通関実数量（特例申告においては、受理をした数量。以下この項において同じ。）を記入し、残額欄には、証明書の数量から通関実数量を差し引いて残額がある場合は、その残額を、残額がない場合は、「出切」と記入し、また、許可年月日及び税関押印欄には、輸入許可年月日を記入し、審査印（C—5000）を押なつする。
- (2) 上記(1)により証明書の裏面に記入する数量に、割当数量単位未満の端数があるときは、小数点以下第 3 位（第 4 位を切捨て）まで記入する。

(関税割当証明書の提出の猶予)

9 の 2—3 割当政令第 3 条第 1 項ただし書の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。

- (1) 「やむを得ない理由」とは、年度又は年度の下期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の初期における関税割当手続の遅延のため、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に証明書を提出することができない場合等をいう。
- (2) 「相当の期間」とは、原則として、2 月の範囲内で相当と認める期間をいい、その期間内で猶予期間を指定する。

なお、2 月以内に証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、申出により、相当と認める期間の延長を認めて差し支えない。

- (3) 証明書の提出猶予の申請は、「関税割当証明書提出猶予申請書」（T—1000）2 通（原本、承認書用）を提出することによって行い、証明書の提出猶予を認めたときは、うち 1 通（承認書用）にその期限を記入の上、承認印を押なつして申請者に交付する。

(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)

9 の 2—4 割当政令第 3 条第 1 項ただし書の規定に基づき証明書の提出が猶予された貨物の輸入手続については、次による。

- (1) 当該貨物について関税法第 73 条の規定による輸入許可前引取の承認申請を行わせる。
- (2) 上記(1)の承認に当たっては、低税率が適用されない場合の税率により計算した関税額に相当する担保を提供させる。
- (3) 上記(1)により輸入許可前引取がなされた関税割当貨物について、証明書の提出があったときは、速やかに低税率による関税額を納付（又は担保の充当）させ、輸入を許可する。

なお、提出猶予期間内に証明書の提出がない場合は、申請者から証明書

の取得見込みについて聴取し、取得の見込みがないと認められるときは、関税法第7条の16第1項の規定により税額等の更正を行う（関税法基本通達7の17—1の(4)を参照）。

取得の見込みがあるときは、前記9の2—3の(2)なお書により提出猶予期間の延長の申出をさせる。

第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税

（従価税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）

10—1 法第10条第1項《変質又は損傷による減税》の規定は、従価税品については、関税法第4条《課税物件の確定の時期》の規定による課税物件の確定の時（以下「課税物件確定の時期」という。）以後輸入の許可の時（関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取》の規定により輸入の許可前に貨物を引き取るとを承認された場合においては、当該承認の時。以下本節において同じ。）までの間において変質又は損傷を生じた場合に適用する。ただし、関税法第43条の3第1項《保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認》又は同法第62条の10《総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認》の税関長の承認（以下本節において「蔵入承認等」という。）を受けて保税蔵置場又は総合保税地域（以下本節において「保税蔵置場等」という。）に蔵置されている貨物について、蔵入承認等後輸入申告の時までに課税価格の低下を来すのみ（適用税率の変更を来さない。）の変質又は損傷を生じた場合を除く。

（従量税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）

10—2 法第10条第1項の規定は、従量税品については、輸入の許可の時までに、輸入契約において取り決められた性質、形状、数量を基準として当該輸入貨物に変質又は損傷が生じた場合に適用するものとする。

（従価従量税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）

10—3 法第10条第1項の規定の従価従量税品に対する適用については、次による。

(1) 従価従量税品のうち従価従量複合税率の適用を受けるものについては、その従価税相当部分及び従量税相当部分について、それぞれ前記10—1及び10—2の例による。

(2) 従価従量選択税率の適用を受けるものについては、その物品について変質又は損傷がなかつた場合に適用することとなる税率の種類により、それぞれ前記10—1又は10—2の例による。

（原料課税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）

10—4 関税法第4条第1項第2号《保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定時期》に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物についての

法第 10 条第 1 項の適用については、次による。

- (1) 保税原料について製造開始の時までに変質又は損傷があつた場合には、当該原料が従価税品、従量税品又は従価従量税品のいずれであるかにより、それぞれ前記 10—1 から 10—3 までに準じて取り扱う。
- (2) 製造開始後輸入の許可の時までに輸入貨物について変質又は損傷があつた場合において、当該変質又は損傷が当該輸入貨物の製造に使用した保税原料の変質又は損傷をもたらしたと認められるときは、上記(1)に準じて取り扱う。

(変質又は損傷による減税の額の具体的な算定方法)

10—5 令第 2 条第 1 項《変質、損傷等の場合の減税の額》に規定する減税の額の具体的な算定方法については、次による。

- (1) 同項第 1 号《価格の低下分に対応する関税の額》に定める輸入貨物の変質又は損傷による価値の減少に基づく価格の低下分の判定に当たっては、当該貨物の品質及び数量の変化のみを勘案するものとし、物価の変動については考慮しない。

なお、損傷による価値の減少に基づく価格の低下分の判定に当たっては、当該貨物が修繕等により原状回復が可能の場合には、その原状回復に要する費用を参考とするものとする。

- (2) 同項第 2 号《変質等の前後における関税額の差額》の規定により変質又は損傷後の性質及び数量によつて課税した場合において、当該貨物の関税率が無税となつたとき（例えば、ガラス製品が破損したことにより、ガラスのくずとなつたようなとき）には、全額減税する。
- (3) 保税蔵置場等に蔵置されている従価税品について、蔵入承認等の時から輸入申告の時までの間に変質し又は損傷したため、法第 10 条第 1 項の規定を適用する場合の減税額は、課税物件確定の時の貨物の性質に基づき適用される税率、及び法第 4 条の 5《変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定》の規定を適用した後の課税価格（以下「変質又は損傷後の課税価格」という。）により計算した場合の関税額から、変質又は損傷後における性質に基づき適用される税率及び変質又は損傷後の課税価格により計算した関税額を控除して算定する。従価従量複合税品の従価税の部分についても、同様とする。

- (4) 従量税品の変質又は損傷による減税の額の算定については、次による。

イ 変質又は損傷が課税物件確定の時までに生じたものである場合

- (イ) 当該貨物の変質又は損傷により貨物の価値に相当の低下を生じたことが明らかに認められるときは、令第 2 条第 1 項第 1 号の規定により価格の低下分を算出し当該低下分の比率に対応する関税額を減税額とする。

なお、この場合において、価格の低下分を算出するための基礎となる価格は、当該変質又は損傷がなかつたときの法第 4 条から第 4 条の 4

まで《課税価格の決定の原則、同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定、国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定》の規定に準じて算出した価格とする。

(ロ) 変質又は損傷により貨物の適用税率が変更されるときは、便宜、変質又は損傷による減税の方法によらず、当該貨物の課税物件確定の時の性質及び数量により課税して差し支えない。ただし、上記(イ)によつて算出した減税額が変質又は損傷前の輸入貨物の関税額から上記の方法により課税した関税額を控除した額より多い場合は、上記(イ)により減税額を算出する。

(注) 上記(イ)又は(ロ)による減税額の算出の例は、次表のとおりである。

変質又は損傷が課税物件の確定前に生じた従量税品の減税額算出方法 (例)

区分	損傷時期	品名	数量	単価	総額	税率	税額	減税額	徴税額
10-5 (4)イ (イ)の場合	損傷前	原料糖	(トン) 100	(ドル) 100	(ドル) 10,000	円 銭 /Kg 41.50	(千円) 4,150	—	4,150 千円
	損傷後	原料糖	100	80	8,000	〃	4,150	千 kg 円/kg トル トル $100 \times 41.50 \times \frac{100-80}{100 \text{ トル}}$ = 830 千円	千 kg 円/kg 千円 千円 $100 \times 41.50 - 830 = 3,320$
10-5 (4)イ (ロ)前段の場合	損傷前	精製糖	100	120	12,000	57.00	5,700	—	5,700 千円
	損傷後	原料糖	100	100	10,000	41.50	4,150	$\left(\begin{array}{l} 100 \times 57.00 \times \frac{120-100}{120} \\ = 950 \\ (100 \times 57.00) - (100 \times 41.50) = 1,550 \\ 950 < 1,550 \end{array} \right)$	$100 \times 41.50 = 4,150$ 千円
10-5 (4)イ (ロ)後段の場合	損傷前	精製糖	100	120	12,000	57.00	5,700	—	5,700 千円
	損傷後	原料糖	100	40	4,000	41.50	4,150	$\left(\begin{array}{l} 100 \times 57.00 \times \frac{120-40}{120} \\ = 3,800 \\ (100 \times 57.00) - (100 \times 41.50) = 1,550 \\ 3,800 > 1,550 \end{array} \right)$	$100 \times 57.00 - 3,800 = 1,900$ 千円

(注)原料糖とは、法税表 1701.12 号の 1、第 1701.13 号及び第 1701.14 号の 1 に該当するもの、精製糖とは、法別表第 1701.12 号の 2、第 1701.14 号の 2 及び第 1701.99 号の 2 に該当するもの) とする。

ロ 変質又は損傷が課税物件確定の時以後に生じた場合においては、同項第 1 号及び第 2 号により減税額を算出して決定することとし、変質又は損傷の程度が当該貨物の税率の適用を変更するまでには至らず、同項第 2 号による計算ができないものについては、上記イの(イ)により減税額を

算出する。

- (5) 従価従量選択税率が適用される貨物について、変質又は損傷がなかつた場合には従価税率の適用を受ける貨物が、変質又は損傷による価格の低下により従量税率の適用を受ける貨物となつた場合の具体的な取扱いは、次による。
- イ 課税物件確定の時（蔵入承認等を受けて保税蔵置場等に蔵置されている貨物の場合には、輸入申告の時。次のロにおいて同じ。）までに従価税率適用価格から従量税率適用価格に低下した場合においては、次による。
 - (イ) 従価税率適用の下限価格までの低下分については、法第4条の5の規定を適用する。
 - (ロ) 従価税率適用の下限価格を下回る低下分については、従量税率を適用した場合の関税額を前記10—2の例により価格の低下率に応じて軽減する。
 - ロ 課税物件確定の時以後において従価税率適用価格から従量税率適用価格に低下した場合は、低下した後の課税価格に低下前の税率（従価税率）を乗じて得られる額を軽減後の関税額とする。

（変質又は損傷による減税の手続）

10—6 令第3条の規定による減税の手続については、次による。

- (1) 申告納税方式が適用される貨物のうち、次に掲げるものについては、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に「変質・損傷減税明細書」（T—1010）1通（会計検査院に送付する必要がある場合には会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7—4参照））を添付して提出する。
 - イ 保税蔵置場等に蔵置されている従価税品で、課税物件確定の時（蔵入承認等の時）以後輸入申告の時までに変質又は損傷があり、その変質又は損傷が税率の変更（低減）をきたすもの
 - ロ 従量税品で、法第4条の5に規定する輸入申告等の時までに変質又は損傷したもの
- (2) 申告納税方式が適用される上記(1)以外の貨物で、法第4条の5に規定する輸入申告等の時の後、輸入の許可又は輸入の許可前引取の承認の時までに変質又は損傷したものについては、更正請求の手続によることとなる。
- (3) 賦課課税方式が適用される貨物についての変質又は損傷による減税の申請は、輸入申告書に「変質・損傷減税申請書」（変質・損傷減税明細書の表題中「明細書」を「申請書」に訂正の上使用して差し支えない。）2通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。）を添付して行うこととし、これを承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C—5006）を押なつて申請者に交付する。
- (4) 減税明細書の記載事項の確認については、次による。

イ 減税明細書に記載された「変質又は損傷の原因及び程度」については、申請に係る減税の額の算定の基礎となった変質又は損傷の原因及び程度を確認する。

ロ 「関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎」については、具体的に減税要求額及びその額の計算の基盤となった算式及び税番の適用並びに令第2条第1項第1号又は第2号のいずれの適用を受けるかを確認する。なお、具体的減税要求額の証明として、当該貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付するよう指導する。

(5) 従量税品について、課税物件確定の時までに生じた変質又は損傷により減税を受ける場合には、当該変質又は損傷の理由を証する書類（例えば、海難を証する書類）を提出する。

(変質、損傷等による戻し税に関する用語の意義及び取扱い)

10—7 法第10条第2項《変質、損傷等による戻し税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1) 「輸入許可後引き続き」とは、輸入の許可を受けたときの蔵置場所（関税法基本通達42—9（2以上の蔵置場についての一括許可）の規定により保税地域として一括許可を受けた蔵置場所を含む。以下、この項において同じ。）に引き続いて蔵置されていることをいい、当該蔵置場所内における場所的移転は含むが、輸入の許可後、当該輸入許可を受けたときの蔵置場所以外の保税地域に荷繰り等のため搬出された場合は、これに含まない。

(2) 「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基づく災害をいう。

(3) 「その他やむを得ない理由」とは、おおむね上記(2)に規定する災害に準ずるような理由をいい、盗難等の理由によるものはこれに含まない。

(4) 「滅失」とは、流失又は焼失等貨物が物理的に存在しなくなることをいい、流失したものが回収された場合は、これに含まない。

(5) 令第3条の2第2項《変質、損傷等による戻し税の申請》の「災害等のやんだ日」とは、災害その他やむを得ない事故（以下「災害等」という。）が引き続き発生するおそれなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日をいう。災害等のやんだ日の決定に当たっては、災害等の生じた地域が1税関管内にとどまるときは、その地域を所轄する税関長、災害等の生じた地域が2税関以上の管轄区域に及ぶときは、関係税関長が協議の上決定する。

なお、上記の決定につき必要があると認められるときは、関係税務署その他地方公共団体等が設置した災害対策本部等の意見を徴し、取扱いの調整について考慮する。

(変質、損傷等による戻し税の額の算定)

10—8 令第2条第2項第2号《変質、損傷等の場合の戻し税の額》の規定によ

る戻し税の額の算定については、前記 10—5 の規定を準用する。

(変質、損傷等による戻し税の手続)

10—9 令第 3 条の 2 の規定による戻し税の手続については、次による。

- (1) 同条第 1 項の規定による被災貨物の届出は、「被災貨物届出書」(T—1020) とし、2 通 (原本、交付用) をその被災貨物の輸入許可税関に提出させ、届出に係る事項について確認したときは、うち 1 通 (交付用) に確認印 (C—5000) を押印して、同項に規定する確認書として届出者に交付する。
- (2) 被災貨物届出書の記載事項中、その提出時において不明の事項については、記載することなく提出を認めて差し支えない。ただし、この場合においては、判明次第、直ちに追記させる。
- (3) 被災貨物届出書の提出があったときは、直ちに、当該被災貨物の蔵置場所及び被災場所において実地調査を行い、当該調査結果に基づいて被災貨物届出書の写しに所要事項を記載した調査書を作成する。この場合においては、被災状況を明確にしておくため、被災貨物について写真等により記録し又は見本を採取する等の措置を講じておくものとする。
- (4) 同条第 2 項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し (減額・控除) 申請書」(T—1040) とし、2 通 (会計検査院に送付する必要がある場合 (「財務省の計算証明に関する指定について」(平成 29 年 4 月会計検査院長訓令検第 402 号) 第 3 章第 17 条第 1 項(2)参照)、会計検査院送付用として 1 通を加える。(以下 19—17 の(5)のイ、19 の 2—10、19 の 3—5 の(1)、20—4 及び 20—11 に規定する関税の払戻し (減額・控除) 申請書について同じ。) に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類 (特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類) を添付して提出させる。

(変質、損傷等による関税額の減額に関する用語の意義及び取扱い)

10—10 法第 10 条第 3 項《変質、損傷等による関税額の減額》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、前記 10—7 の規定を準用する。

(変質、損傷等による関税額の減額の算定)

10—11 令第 3 条の 3 《変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用》の規定による減額の算定については、前記 10—5 の規定を準用する。

(変質、損傷等による関税額の減額の手続)

10—12 令第 3 条の 3 の規定による減額の手続については、前記 10—9 の規定に準じて処理するほか、次による。

- (1) 令第 3 条の 3 の規定により関税額の減額を受けようとする者には、同条において準用する令第 3 条の 2 第 2 項に掲げる申請書及び許可書又は証明書類 (特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する

書類) (下記(2)において「申請書等」という。)のほか、減額前の関税に係る納付書及び減額後の関税に係る納付書を提出させる。

- (2) 申請書等が提出された場合は、申請書に減額すべき関税額を記載したうえ、関係書類を収納担当部門に回付する。
- (3) 関係書類の回付を受けた収納担当部門は、減額される関税に係る徴収決定済額について減額の処理をした後、減額した関税に係る輸入(納税)申告書等(原本)の「税関記入欄」に申請書の申請番号、減額した税額及び減額した年月日を記入するとともに、減額前の納付書を破棄のうえ、減額後の関税に係る納付書の第1片から第3片まで(第3片は、審査印を押なつたもの)を申請者に交付する。

(変質、損傷等による控除に関する用語の意義及び取扱い)

10—13 法第10条第4項《変質、損傷等による控除》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、前記10—7の規定を準用する。

(変質、損傷等による控除の額の算定)

10—14 令第3条の4《変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用》の規定による控除の額の算定については、前記10—5の規定を準用する。

(変質、損傷等による控除の手続)

10—15 令第3条の4の規定による控除の手続については、前記10—9の規定に準じて処理するほか、次による。

- (1) 前記10—9の(1)に規定する「被災貨物届出書」(T—1020)は、その被災貨物の輸入許可税関の通関担当部門に提出させる。
- (2) 令第3条の4の規定により控除を受けようとする者には、同条において準用する令第3条の2第2項に掲げる申請書及び添付書類(下記(3)において「申請書等」という。)を特例申告書を提出しようとする税関の通関担当部門に提出させる。
- (3) 被災貨物に係る特例申告書が提出された場合は、特例申告書と申請書等の内容を対査確認する。

第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税

(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)

11—1 法第11条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) イ 一般に加工とは、貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為をいうが、同条の「加工」とは、当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限るものとする。
- ロ 一般に修繕とは、貨物の機能等が低下した箇所を元の状態に修復する

行為をいい、当該貨物を構成する部品の交換を含む。

- (2) 次に掲げる場合においては、本条を適用することなく、便宜、法第 14 条第 10 号《再輸入免税》を適用して差し支えないものとする。

イ 加工又は修繕のため本邦から輸出した貨物が、その輸出の許可の際の性質及び形状が変っていないと認められる程度の簡単な加工又は修繕（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）をただけで輸入される場合

ロ 本邦から輸出された生フィルムが、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入される場合

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の額の算定）

11—2 法第 11 条の規定による関税の軽減の額は、加工又は修繕された貨物の関税の額に、輸出貨物の輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該加工又は修繕された貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の全額である（令第 4 条）が、この場合における取扱い等は、次による。

- (1) 輸出貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格は、次により算出する。

（輸出貨物の FOB 価格）+（輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料）+（加工又は修繕後の貨物の船積港から本邦の輸入港までの復路の運賃及び保険料）

この場合における輸出貨物の FOB 価格等の具体的取扱いについては、次による。

イ 「輸出貨物の FOB 価格」は、本邦からの輸出時の FOB 価格とする。

ロ 「輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料」には、陸揚港における船卸しの費用その他加工（修繕）国における国内輸送費用等を含めない。ただし、航空運賃には、通常取卸しの費用等も含まれているが、特に当該費用等を算定し控除することなく、便宜、当該航空運賃を採用して差し支えない。

なお、航空機により輸送される輸出貨物が加工（修繕）国において国内航空線の航空機に積み替えられる場合の航空運賃は、その積替えが行われる空港までの運賃とする。

- (2) なお、加工又は修繕後の輸入貨物の課税価格は、次により計算する。

（輸出貨物の FOB 価格）+（輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料）+（加工又は修繕費用）+（加工又は修繕後の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料）

この場合における輸出貨物の FOB 価格等の具体的取扱いについては、次

による。

イ 「輸出貨物の FOB 価格」及び「輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料」については、上記(1)に規定するところによる。

ロ 「加工又は修繕費用」には、当該加工又は修繕のために直接要した費用のほか、加工（修繕）国における輸出貨物の船（取）卸しの費用、工場までの搬入費用、加工又は修繕後の貨物の船積み（積込み）までに要した運賃等の諸費用を含むものとする。

ハ 修繕がアフターサービスとして無償で行われたと認められるときは、「加工又は修繕後の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料」は、「輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料」と同額とし、また、「修繕費用」は、零として計算して差し支えないものとする。

(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)

11—3 令第5条第1項に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。

(1) 同項に規定する申告書は、「加工・修繕輸出貨物確認申告書」(T-1050)とし、2通（原本、交付用）を輸出申告をする税関官署に提出することを求め、必要な確認を行ったときは、うち1通（交付用）に確認印を押印して申告者に交付する。

なお、当該申告書に記載された事項に変更があったときは、適宜の様式による変更届2通を提出させ、必要な確認を行ったときは、うち1通に確認印を押印して申告者に交付する。

(2) 同項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第2条第1項第2号《輸出の承認》の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。

ただし、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）であっても差し支えないものとする。

加工、修繕に関する契約書等は、1通提出させ、必要な確認を行ったときは、確認印を押なつて申告者に返付する。

(3) 貨物に付された識別記号（製造番号等）又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容（以下この項において「識別記号等」という。）により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る輸出申告書（許可書用）の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。

なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を押なつた上返付

する。

(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続)

11—4 令第5条の2《加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続》に規定する加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続については、次による。

- (1) 同条に規定する「加工又は修繕を証する書類」は、前記11—3の(2)による輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書等とする。
- (2) 同条に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減税明細書」(T—1060)とし、1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7—4参照))を提出させる。
- (3) 減税の手続に当たっては、同条に規定する書類の提出のほか、輸出の際に交付を受けた前記11—3の(1)に掲げる輸出許可に係る税関官署の確認済みの確認申告書を提示させる。

(加工又は修繕貨物を郵便により輸出入する場合の取扱い)

11—5 加工又は修繕貨物を郵便によって輸出又は輸入する場合(関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。)における法第11条の適用の手続は、次による。

- (1) 輸出貨物について、最寄りの税関官署において関税法基本通達76—2—1の(4)の事前検査の手続を行う。この場合においては、同条の「輸出の許可の日」とは、便宜、当該輸出郵便物について令第5条第1項の規定により税関が確認した日とする。
- (2) その輸出及び輸入の際には、前記11—3及び11—4の手続を行う。
なお、輸入の際に提出することとされている輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書が無い場合にあつては、その提出を要しないものとする。

(加工又は修繕貨物の再輸入期間の延長の承認申請手続)

11—6 令第5条の3《再輸入の期間の延長の承認申請手続》に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」(T—1065)とし、2通(原本、承認書用)を加工又は修繕用貨物の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C—5006)を押なつて申請書に交付する。

第8節 製造用原料品の減税又は免税

(製造工場の承認の要件)

13—1 法第 13 条第 1 項《製造用原料品の減税又は免税》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに行う。

(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。

イ 申請者が法第 13 条第 1 項又は暫定法第 9 条の 2 第 1 項《オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》の製造工場の承認を取り消された者であつて、その取り消された日から 3 年を経ない場合

ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経ない場合

ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経ない場合

ニ 申請者が上記イからハマまでに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合

ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合（例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等）

ヘ 製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合

(2) 飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。

(製造工場の種別)

13—2 製造工場は、税関長が必要と認めたときにおいて随時に製品の検査を行う製造工場（以下「第 1 種承認工場」という。）と製造終了の届出の都度製品の検査を行う製造工場（以下「第 2 種承認工場」という。）とに区分して承認するものとし、その区分は、次によるものとする。

なお、第 1 種承認工場が第 2 種承認工場となる場合又は第 2 種承認工場が第 1 種承認工場となる場合においては、第 1 種承認工場又は第 2 種承認工場の廃業及び第 2 種承認工場又は第 1 種承認工場の新規承認として取り扱うものとする。

(1) 第 1 種承認工場とは、製品を連続して生産し、かつ、製品を連続して出荷する製造工場であつて、当該工場で使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、製造の届出の都度検査が必要でないと税関において認めた製造工場をいう。

(2) 第 2 種承認工場とは、上記(1)以外の製造工場であつて、製品の製造が間かけつ的で、かつ、その製造がおおむね 1 カ月以内に終了し、製品の一括

引取りを行う製造工場をいう。

(製造工場の承認を行う税関官署)

13—3 法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本関（保税地域の監督を担当する部門（以下「保税監督部門」という。））又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本関に協議を行う（ただし、暫定法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認を既に受けている者に対し、これと同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第 13 条第 1 項に規定する承認を行う場合を除く。）。

(製造工場の承認の申請手続)

13—4 令第 6 条の 3 第 1 項《製造工場の承認申請手続》の規定による製造工場の承認申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」(T—1070) 1 通（税関支署において承認を行う場合には、2 通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」(T—1080) を申請者へ交付する。

(製造工場の承認申請書の添付書類)

13—5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。

- (1) 承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足りる書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面（配置図及び求積図）、製造工程図、設備概要書、製品製造歩留りに関する参考書類及び社内管理規定(CP=Compliance-Program)とする。
- (2) 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあつては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。
- (3) 「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、申請者が法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあつては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。
- (4) 「社内管理規定」は、関税法基本通達 34 の 2—9（社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。
- (5) 暫定法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認を既に受けている者が、同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認申請を行う場合には、暫定法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認申請の際に提出された添付書類のうち、内容に変更がない等の理由により法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認申請においても使用可能と判断できる書類については承認申請書へ

の添付を省略して差し支えないものとする。また、法第 13 条第 1 項に規定する製造工場の承認申請と暫定法第 9 条の 2 第 1 項に規定する製造工場の承認申請を同時に行う場合において、同一内容の添付書類については一部で足りるものとする。

(承認の際に付する条件)

13—6 製造工場の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。

- (1) 承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、承認を取り消されることがある旨の条件
- (2) 製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件
- (3) 製造工場の承認内容に変更を生ずることとなつた場合には、その変更について承認を受け又は届出をしなければならない旨の条件

(協同組合に対する製造工場の承認)

13—7 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく法人格を有す協同組合（以下、「協同組合」という。）が製造工場の承認を受けようとする場合は、次による。

- (1) 賃貸借契約により組合員からその工場を借り受けて製造する協同組合は、協同組合の代表者の名をもつて、税関の管轄区域内の製造工場について一括して申請できるものとする。
- (2) 前記 13—2（製造工場の種別）の規定の適用に当たっては、「第 1 種承認工場」とする。
- (3) 製造工場の承認に際しては、前記 13—6（承認の際に付する条件）のほか、次の条件を付す。

組合員（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者（以下、「組合員等」という。）が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、当該組合員等の所属する工場が承認対象から除外され、又は協同組合の製造工場の承認が一括して取り消されることがある。

(承認内容の変更の手續)

13—8 製造工場の承認内容の変更の手續は、次による。

- (1) 製造工場の所在地に変更がある場合（ただし、所在地の変更により所轄税関を異にする場合には、新たな承認とする。）には、承認を要する事項として取り扱い、その手續は適宜の様式による「製造工場内容変更承認申請書」2 通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認した

ときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。(2) 次のいずれかに該当する場合には、届出を要する事項として取り扱い、その手続は、「製造工場承認内容変更届」(T-1090)2通を税関に提出することにより行わせる。

イ 製造工場の名称を変更する場合

ロ 製造工場の面積を増加し又は減少する場合

ハ 製造工場における製造方法(製造工程上の主な機械設備を含む。)を変更する場合

(3) 製造工場の改築、移設その他の工事により、面積及び製品の製造歩留りに変更がない場合には、承認内容の変更に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

(4) 前記13-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により一括して承認を受けた者が、同一の協同組合に所属する組合員の製造工場を新たに追加しようとするときは、承認を要する事項として取り扱い、その手続は上記(1)によるものとする。

この場合、「製造工場内容変更承認申請書」に前記13-5(製造工場の承認申請書の添付書類)に規定する書類を添付させるものとする。ただし、前記13-5(3)に規定する書類は、添付を省略させることができる。

(5) 前記13-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により一括して承認を受けた者が、その協同組合に所属する組合員の製造工場を廃業しようとするときは、当該製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜の様式によりその旨を届出させるものとする。

なお、協同組合が一括して承認を受けた製造工場のすべてを廃業するとき、後記13-24(製造工場の廃業)に規定する手続によるものとする。

(製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続)

13-9 製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。

(1) 製造工場の承認の期間は、第1種承認工場及び第2種承認工場とも承認の日から6年を超えないものとする。なお、引き続き輸入(減免税)製造用原料品による製造を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせるものとし、更新の期間についても6年を超えないものとする。

また、税関関係手数料令(昭和29年政令第164号)第8条第1項《製造工場の承認手数料》において準用する同令第3条第1項《保税工場の許可手数料》に規定する「承認の日」とは、承認期間の起算日をいい、承認の処分を行つた日をいうものではないので、留意する。

(2) 承認の期間の更新の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」(T-1070)1通(税関支署において承認を行う場合には、2通)を税関に提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」(T-1080)を申請者に交付する。なお、添付書類は、できる限り省略させるものとする。

(「飼料以外の用途に適さないもの」の意義)

13—10 令第 6 条《飼料及びその原料品の指定》に規定する「飼料以外の用途に適さないもの」とは、家畜、家きん、魚類（いずれも産業用のほか、愛がん用又は鑑賞用のものを含む。）又はその他の産業用動物（ミンク及びきつねに限る。）の飼料として使用されるものであつて、これらの用途以外の用に供されるおそれのないものをいう。

(注) 家畜、家きんとは、具体的には次のようなものをいう。

(1) 家畜

イ ほ乳類：牛、水牛、やく、馬、ろ馬、ら馬、らくだ、となかい、ひつじ、やぎ、ラマ、アルパカ、豚、うさぎ、犬、猫、モルモット、ラット、マウス、ハムスター

ロ こん虫類：みつばち、かいこ

(2) 家きん 鶏、あひる、がちよう、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、うずら、鳩、くじやく、九官鳥、おうむ、小鳥

(製造用原料品の輸入（減免税）手続)

13—11 製造用原料品の輸入（減免税）の手続については、次による。

(1) 令第 7 条第 1 項に規定する書面は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書」(T-1100)とし、2 通（原本、保税監督部門用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。）を提出することを求めるものとする。この場合において、保税監督部門用の免税明細書は、承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

(2) 輸入（減免税）製造用原料品の免税申請は、輸入（減免税）製造用原料品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告。第 9 節、第 11 節、第 12 節、第 16 節及び第 17 節において同じ。）の際に、「輸入（納税）申告書」(C-5020)（特例申告貨物にあつては、特例申告書。以下この節、第 12 節、第 15 節、第 16 節、第 18 節及び第 20 節において同じ。）を通常の部数より 1 通多く提出して行い、税関においてこれを許可した（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出を受けた）ときは、輸入（納税）申告書 1 通に許可印（特例申告貨物にあつては、審査印）を押なつて申告者へ交付し、他の 1 通を承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

(3) 法第 13 条第 3 項の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略して差し支えないものとする。

(同種製造用原料品との混用使用)

13—12 法第 13 条第 4 項の規定による同種製造用原料品の混用使用の承認は、次による。

(1) 同項に規定する「同種製造用原料品の混用」とは、輸入（減免税）製造

用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品との混用をいうものとし、輸入（減免税）製造用原料品と同種の輸入（減免税）製造用原料品との混用は、ここでいう混用には当たらないものとする。

- (2) 輸入（減免税）製造用原料品と同種の製造用原料品との混用使用の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書」（T-1110）2通を承認工場所轄税関へ提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者へ交付する。

（製造工場における貨物の同時蔵置）

- 13-13 飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入（減免税）製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品について、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42-3の例に準じて取り扱う。

なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条の規定により記帳を適正に行わせる。

（製造工場における製造終了届等の取扱い）

- 13-14 製造工場における「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届」（T-1120）、又は飼料製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」（T-1130）（以下いずれも「製造終了届」という。）の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。

なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。

（1）第1種承認工場における取扱い

- イ 製品（製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。）の製造終了の届出は、製造終了届2通（保税監督部門用、交付（製品検査書）用）を翌月の10日までに毎月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

また、前記13-7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする

- ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。

- ハ 上記ロにより検査（審査）が終了したときは、製造終了届1通に検査

済証明印を押なつし、製品検査書として届出者へ交付する。

ニ 製品の搬出は、取締上支障がない限り上記ロによる製造終了届の提出前においてもできるものとし、責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。

なお、飼料製造工場における製品のばら搬出については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。

(イ) ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、ホッパースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下でなければならない。

なお、ホッパースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

(ロ) 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかに看貫票又はこれに代わるもの（以下「看貫票等」という。）を作成させて、当該飼料製造工場に保管させる。

(2) 第2種承認工場における取扱い

イ 製品の製造終了の届出は、原則として輸入（減免税）製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届3通（保税監督部門用、検査手数料納付用、交付（製品検査書）用）を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として、現品検査を行うこととし、その際の検査については、関税法基本通達67—3—10（輸入検査の方法）の(1)に準ずる。

ハ 上記ロにより検査が終了したときは、製造終了届2通に検査済証明印を押なつして、うち1通を製品検査書として届出者に交付し、他の1通を検査手数料納付用として収納担当部門へ送付する。

ニ 製品の搬出は、原則として、上記ハによる製品検査書を届出者へ交付した後において行わせる。

なお、飼料製造工場における製品のばら搬出については、これを認めない。

(3) 法第13条第1項及び暫定法第9条の2第1項の承認を併せて受けている製造工場における取扱い

同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、法第13条第1項及び暫定法第9条の2第1項の承認を併せて受けている場合で、かつ、製造工場の種別が同一の場合には、製造終了届にそれぞれの製造工場に係る製品の製造終了の届出の内容を併せて記載し、製造工場の種別に応じた部数を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

(製造用原料品の用途外使用)

13—15 法第 13 条第 6 項ただし書の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。

- (1) 法第 13 条第 6 項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品（特例申告貨物にあっては、特例申告書が提出された製造用原料品。次項において同じ。）が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う。
- (2) 令第 10 条の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T-1140）2 通（原本、交付（承認書）用）を輸入（減免税）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関（以下「蔵置場所所轄税関」という。）に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

（製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収）

13—16 法第 13 条第 7 項《関税を徴収する理由が発生した場合の関税の徴収》の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用等に係る関税の徴収については、次による。

- (1) 法第 13 条第 7 項の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、その関税の徴収の原因となる理由に該当することとなつた者（輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品が同一用途に供されるために譲渡された後、その譲受者が当該製造用原料品を用途外使用等に供したような場合には、当該譲受者）である。
- (2) 製造用原料品について、法第 13 条第 7 項の理由が発生した場合は、当該理由の発生した部分について、その都度、直ちに関税を徴収する。
なお、令第 6 条の 2 第 2 項《製造がされなかつたものとみなす場合》の規定により製造用原料品とその製品の数量との割合（製造歩留り）が、当該製造工場における製造の方法、工場設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下回つた場合は、その下回つた製品数量に対応する製造用原料品数量について法第 13 条第 1 項《製造用原料品の減税又は免税》に規定する「製造」がなされなかつたものとみなされるので、同条第 7 項の規定によりその割合を下回つた部分の製品に対応する当該製造用原料品について関税を徴収する。
- (3) 法第 13 条第 7 項ただし書後段《用途外使用の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合》の規定により法第 10 条第 1 項《変質又は損傷による減税》の規定を準用する場合の取扱いは、前記 10—1（従価税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）から 10—6（変質又は損傷による減税の手続）

までに準ずる。

なお、この場合において、「変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少」には、使用による減耗を含むものとして取り扱う。

- (4) 製造工場に対する検査又は輸入（減免税）製造用原料品による製造終了の検査（審査）の結果等により、輸入（減免税）製造用原料品について帳簿面の残高より現実の残高が不足していることが判明した場合においては、次によるものとする。

イ その不足の原因が、他の用途に使用され又は他の用途に使用する目的で譲渡されたことによると認められたときは、直ちにその不足分に対する関税を徴収する。

ロ その不足の原因が、乾燥による欠減、荷扱い、運送中の荷こぼれ等通常生ずべき欠減のみによるものと認められるときは、その不足分に対する関税の徴収を要しない。

なお、その不足分が合理的な範囲であるかどうかは、他の通常の事例と比較勘案して判定するものとする。

（製造用原料品等の亡失又は滅却）

- 13—17 輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。

(1) 令第 11 条第 1 項の手続の規定による亡失の届出は、「製造用原料品等の亡失届」（T-1150）2 通（原本、交付用）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書 1 通を添付して、蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関において亡失の事実を確認したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に確認の旨を記載して承認工場所轄税関の貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）へ送付する。

(2) 令第 11 条第 2 項の規定による滅却の申請は、「製造用原料品等の滅却承認申請書」（T-1160）2 通（原本、交付（承認書）用）を蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税取締部門へ送付する。

(3) 上記(2)により製造用原料品等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原料品等を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。

なお、この場合において、法第 13 条第 8 項の規定に基づく手数料令第 8 条第 2 項の手数料は、要しないので留意する。

(製造用原料品に関する担保の解除)

13—18 法第 13 条第 3 項《担保》の規定に基づき製造用原料品の輸入（減免税）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（減免税）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（減免税）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。

なお、担保の解除に当たっては、令第 9 条第 3 項《製品検査書の交付》の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達 9 の 6—10（担保の解除手続）により処理する。

(製造用原料品の譲渡)

13—19 令第 11 条の 2《製造用原料品の譲渡の場合の届出》の規定による輸入（減免税）の製造用原料品の譲渡の届出は、次による。

(1) 輸入（減免税）製造用原料品の譲渡の届出は、「製造用原料品等の譲渡届」(T-1170) 2 通（原本、交付用）を蔵置場所所轄税関へ提出することにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者へ交付する。

ただし、蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に確認の旨を記載して譲渡先所轄税関へ送付する。

(2) 輸入（免税）の許可を受けた製造用原料品の譲渡届を上記(1)により受理した場合においては、法第 13 条第 7 項第 2 号《製造用原料品の譲渡の場合の関税の追徴》の規定に該当しないものとして取り扱うこととなるので、留意する。

(第 2 種製造工場の承認手数料の徴収)

13—20 第 2 種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。

(1) 承認手数料は、製造終了届を提出する際に、手数料令第 8 条第 2 項《製造工場の承認手数料》に規定する手数料の額に相当する印紙を添付（検査を省略する場合を考慮して貼付させないこと。）させるものとする。

(2) 上記(1)による印紙による手数料は、実際に現場検査を行った場合に限り収納するものとし、現場検査を省略したときは、当該印紙を返還するものとする。ただし、届出に係る製造の終了が当該製造工場における最終的なものではなく近い時期に現場検査を実施する見込みがあるときは、当該印紙による手数料を次回の承認手数料に充当して差し支えない。この場合においては、その旨を届出者に通知する。

(3) 同令第 8 条第 2 項に規定する承認手数料については、人数について特に法律的制限はないが、便宜税関職員 1 人分を徴収する。

なお、同一税関職員が 1 回の出張において数箇所（同一被承認者の工場については、1 箇所として取り扱うものとする。）について現場検査

を行つた場合であつても、各箇所ごとに税関職員 1 人分を徴収する。

- (4) 同令第 8 条第 2 項に規定する一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)別表第 1 の行政職俸給表(一)に掲げる三級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがつて、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。
- (5) 税関においては、製造工場の承認の際に、当該製造工場の 1 回の現場検査に要する手数料の額を上記(4)により算出して、製造工場の承認を受けた者にあらかじめ知らせておくものとする。

(製造工場の延べ面積の算定)

- 13—21 延べ面積の基礎となる製造工場の地域は、原料品置場(原料品置場が保税地域となつている場合を除く。)、製造工程上使用される工場施設及び製品置場をいうものとし、その延べ面積の算定は、関税法基本通達 42—14(延べ面積の算定の方法)による。

(法人の合併等の取扱い)

- 13—22 製造工場の承認を受けている法人が合併若しくは分割又は製造工場の承認を受けた者がその業務を譲り渡す(以下この項において「合併等」という。)ことに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人若しくは合併等により設立される法人又は当該業務を譲り受けた法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日(新法人の設立にあつては登記(成立)の日)に承認するものとする。

この場合において、合併等の後に存続する法人若しくは合併等により設立される法人又は当該業務を譲り受けた法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。

(帳簿の備付け)

- 13—23 令第 12 条第 1 項《製造用原料品に関する記帳義務》の規定により製造用原料品の関税の軽減又は免除を受けた者が備え付ける帳簿については、同項各号に掲げる事項が記載されているものであれば、製造工場において使用している減免税原料品、製品等に係る関係帳簿をもつて足りるものとし、その保存に当たっては、関税法基本通達 61 の 3—1(保税工場における記帳義務)の(5)から(8)までの規定に準じて取り扱うものとする。

(製造工場の廃業)

13—24 製造工場を廃業しようとする場合には、製造工場の名称及び所在地、
廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜な様式によりその旨届出させ
るものとする。